平成２９年度法務省行政事業レビュー
公開プロセス対象事業選定の概要

１　公開プロセス対象事業選定の考え方
資料１のとおり

２　公開プロセス対象候補事業
資料２のとおり

３　実施者
法務省選任の外部有識者３名及び内閣官房行政改革推進本部事務局選任の外部有識者３名

４　実施方法・実施時期（予定）
(1)　公開プロセス事前勉強会等
①　事前勉強会（開催日：５月下旬又は６月上旬を予定）

公開プロセス当日の限られた時間の中で，有意義な議論を行い，一定の結論を出すためには，事前に論点を限定（最大３つ程度）し，明確化するとともに，その論点が外部有識者間で十分に共有されている必要があることから，事前勉強会において，対象事業に係る論点の案を外部有識者に提示し，必要に応じて，外部有識者の問題意識やコメントを踏まえて修正し確定する。

②　現地ヒアリング（開催日：５月下旬又は６月上旬を予定）

上記の事前勉強会だけでなく，必要に応じて現地視察を行い，事業の理解を深める。

(2)　公開プロセス（開催日：６月２３日（金））
（インターネットによる公開）

各外部有識者は，公開プロセスにおいて，事業所管部局に対し各事業に係る意見等を発言

５　実施結果
各事業所管部局は，外部有識者による点検結果を踏まえ，事業の検証・改善を行い，翌年度の予算要求や予算執行等に的確に反映

資料１

平成 25 年 4 月 2 日策定
平成 26 年 3 月 14 日改正
平成 27 年 3 月 31 日改正
平成 28 年 3 月 29 日改正
平成 29 年 3 月 28 日改正
行 政 改 革 推 進 会 議

行政事業レビュー実施要領（抜粋）

第２部　事業の点検等

２　外部有識者による点検

（２）外部有識者会合

①　各府省は、（１）で選任した外部有識者によって構成される「行政事業レビュー外部有識者会合（以下「外部有識者会合」という）。」を設置する。また、公開プロセス対象事業の選定に係る外部有識者会合の開催に当たっては、事務局が選定した公開プロセスに参加する外部有識者を加えた上で開催するものとする。

②～⑤（略）

３　公開プロセス（各府省による公開事業点検）の実施

（１）対象事業の選定

①　チームは、２の（３）の外部有識者による点検の対象事業のうち、以下の基準のいずれかに該当するものから公開プロセス対象事業を選定することとする。

その際、客観性を向上させ、公開点検が望ましいと判断されるものが国民の視点で選定されることが重要であることから、外部有識者の知見が十分に活かせるよう、チームが幅広い候補事業を外部有識者会合に示し、外部有識者の理解を得て絞り込みを行うこととする。

また、外部有識者への候補事業の提示に当たっては、政策評価書等を活用して、所管事業全体の中で対象事業の位置づけを明示するとともに、事業の問題点を的確にとらえた論点案を具体的に提示するものとする。

ア　事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの

イ　長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの

ウ　事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの

エ　現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの（複数も可）

オ　その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの

②　公開プロセス対象事業の選定にあたり、論点が専門的・技術的に過ぎ国民の関心を惹起することが期待し難い事業、事業内容の改善の余地が乏しいと考えられる事

業など、公開の場で議論するのにふさわしくない事業は対象としないものとする。

③　公開プロセス対象事業について、全体として予算規模が少額のものに偏ることのないよう、バランスに配慮した選定を行うものとする。また、公開プロセスを効果的かつ効率的に実施するため、原則として、事業単位で１億円未満のものについては対象としないものとする。ただし、複数の１億円未満の事業を一括りにして、その総額が１億円を超える場合や、１億円を超える事業の数が限られている府省において、公開の場での外部の視点による点検を行うことが有効と判断される事業がある場合は、この限りではない。

④（略）

⑤　公開プロセスに参加する外部有識者は、各府省が選定した事業に対して、追加や変更を申し出ることができる。各府省は、外部有識者の申出に対して誠実に対応するとともに、申出のとおり対応しない場合は、当該申出の内容及び申出のとおり対応しない理由を各府省のホームページにおいて公表するものとする。

⑥　公開プロセスに参加する外部有識者による追加や変更の申出の機会を確保するため、各府省は、対象事業を決定した後、各有識者に対して、速やかに対象事業を通知するとともに、当該申出の受付期間を通知した日から起算して少なくとも５日間（土日、祝日を除く。）設けることとする。

⑦　事務局は、各府省が選定した公開プロセス対象事業のほかに、又はその一部若しくは全部に替えて、上記に照らし、例えば、過去に公開プロセスの対象となった事業や行政改革推進会議において指摘のあった事業など、公開プロセスの対象に追加すべき事業があると判断する場合、各府省に対し、対象事業の追加を求めることができる。

平成29年度行政事業レビュー　公開プロセス対象候補事業リスト

（単位：百万円）

府省名	法務省	外部有識者会合開催日	4月27日	公開プロセス開催日	6月23日

事業番号	事業名	平成28年度 補正後予算額	平成29年度 当初予算額	選定基準	具体的な選定理由	想定される論点
0012	検察事務処理への対応 （セキュリティ対策を施した捜査・公判処理機器等の整備）	4,906 （393）	4,843 （367）	オ	本事業は，捜査を通じて事案の真相を解明した上で迅速かつ的確な処分・裁判を行い，厳正な科刑の実現，刑の執行等により治安の回復を図ることを目的としており，このうち，捜査・公判処理機器（以下，「クライアントパソコン」という。）の整備に要する経費については，適正かつ迅速な捜査・公判処理のため，各種書類の作成等に必要不可欠であるところ，セキュリティの観点等からクライアントパソコン以外にも，用途別に端末を整備せざるを得ない状況となっている。 外部の視点を活用することにより，用途別で整備している端末について，可能な限りクライアントパソコンに機能を集約するなど，同経費の削減及び業務の効率化について検討する必要がある。	1　増加傾向にあるクライアントパソコン等の今後の整備計画の在り方について （1）整備計画の立案に際し，PDCAサイクルにより計画が策定されているか（各庁の整備状況を把握することなく，漫然と計画していないか）。 （2）クライアントパソコンと情報収集用端末（インターネット接続用）等が重複していないか。 ア　各府省庁へのサイバー攻撃が多発している中，機微情報を取り扱っているクライアントパソコンに仮に機能を集約した場合，セキュリティ対策をどの程度実施すべきか。 イ　民間企業においては，働き方改革の一環として積極的にITを活用したテレワークを取り入れており，民間企業の知見等を活かすことにより，出張用パソコンの仕様の見直しを図るなど，機能の集約化を図ることができないか。 などを検討する。 （3）定量的な成果目標及び成果指標を設定する余地はないか。 2　セキュリティ対策を踏まえたコスト削減 上記パソコンのセキュリティ対策を踏まえつつ重複解消をし，コスト削減を図れないか。

平成29年度行政事業レビュー　公開プロセス対象候補事業リスト

（単位：百万円）

府省名	法務省	外部有識者会合開催日			4月27日	公開プロセス開催日	6月23日
事業番号	事業名	平成28年度補正後予算額	平成29年度当初予算額	選定基準	具体的な選定理由	想定される論点	
0014	検察総合情報管理システムの運営	1,932	1,935	オ	検察総合情報管理システムの業務アプリケーションは，平成14年のシステムの設計開始から14年，運用開始から10年以上が経過した情報システムであるところ，平成26年度の行政事業レビュー公開プロセスにおいてシステムの再構築の必要性について指摘されているほか，各検察庁からもシステム改修や機能追加の要望が多数寄せられており，システム再構築を検討していることから，その効率的かつ効果的な実施方法等について検討が必要。	○検察業務を迅速かつ的確に実施することを目的としている検察総合情報管理システムの再構築の在り方について 1　システム再構築を実施するための手段と検討範囲 (1) より効率的かつ効果的にシステム化を実現するためには，要件定義等の各工程において，専門的かつ多様な情報を収集，解析等行う必要があり，仮に職員のみで行った場合には不十分なシステム構成となり得るのではないか。 (2) 相当程度長期間の運用が見込まれることに鑑み，システム技術の動向や諸外国の司法システムを調査し，検察業務に有益な新技術の導入の適否を検討するとともに，警察等の外部機関とオンラインで情報を共有するなど，他機関との連携についても積極的に検討を進めるべきではないか。 (3) 検察業務の生産性の向上の観点から，迅速な検察権行使の実現のみならず，業務の効率化・合理化をも見据えたシステム構成とすべきではないか。また，PDCAサイクルにより，必要に応じ，事務規程等の改正など，業務の見直しについても併せて検討すべきではないか。 (4) 複雑なプログラム設計を見直し，システムの円滑な運用及び運用・保守費用のスリム化を図るべきではないか。 2　適切な成果目標等の設定 　迅速な検察権行使のための情報システムとして，どのような成果目標や成果指標を設定することが適切か。	

平成29年度行政事業レビュー　公開プロセス対象候補事業リスト

（単位：百万円）

府省名	法務省	外部有識者会合開催日			4月27日	公開プロセス開催日	6月23日
事業番号	事業名	平成28年度 補正後予算額	平成29年度 当初予算額	選定基準	具体的な選定理由	想定される論点	
0051	人権擁護委員活動の実施	1,292	1,507	イ	本事業は，法務大臣から委嘱された人権擁護委員が地域に根ざした身近な人権擁護活動を展開するものであるところ，これまで一度も外部の点検を受けておらず，近年，人権擁護行政を取り巻く状況は日々変化しており，それぞれの地域における人権状況を把握した上で，実効性のある人権擁護活動を実施するためには，より効率的かつ効果的な人権擁護委員の活動について外部の視点を活用して検討する必要がある。	1　人権擁護委員活動と予算執行の在り方について (1) 総論 社会情勢を踏まえ，重要な人権課題に対して重点的に資源を投下するなど，適切に対応できているか。 (2) 各論 ア　事業計画の立て方（PDCAサイクルの構築） (ｱ) 人権擁護委員が活動するための事業計画の立案段階においては，社会情勢や地域の実情を踏まえ，予算を重点化する必要があるところ，前例踏襲となっているのではないか。 (ｲ) 事業計画の立案に当たり，法務局が適切に関与しているか。 イ　実施体制 (ｱ) 社会情勢に応じた人権課題に対応できる適任者を確保するため，実効性ある取組が実施されているか。また，人権擁護委員の社会的な認知度を向上させるための有効な手段が取られているか。 (ｲ) 研修の実施手法等，人材育成の在り方に見直しの余地はないか。 2　コスト削減に向けた更なる取組について 人権擁護委員及び組織体における活動コストに効率化の余地はないか。	

資料2

平成29年度行政事業レビュー　公開プロセス対象候補事業リスト

（単位：百万円）

府省名	法務省	外部有識者会合開催日			4月27日	公開プロセス開催日	6月23日
事業番号	事業名	平成28年度 補正後予算額	平成29年度 当初予算額	選定基準	具体的な選定理由	想定される論点	
0052	全国的視点に立った人権啓発活動の実施	313	337	オ	本事業は人権尊重社会の実現のため，国の機関が直接人権啓発に関する施策を実施するものであるところ，平成25年にも公開プロセスの対象となっており，その後，４年が経過したため，当時の指摘事項等につき，適切に対応できているかフォローアップを行う必要がある。	1　平成25年度公開プロセスのフォローアップについて (1) 定量的な成果目標を設定し，成果管理ができる仕組みを構築できているか。設定された成果目標は適切か。 (2) 人権教育と人権啓発との連携等，他機関との連携を十分に図れているか。 2　コスト削減に向けた更なる取組について 一者応札となった案件について，契約に競争性が確保されているか。	

（注1）外部有識者会合開催日及び公開プロセス開催日が確定していない府省にあっては、「○月△日頃」等の大まかな記載で差し支えない。

（注2） 事業番号欄には、平成28年度行政事業レビューにおける事業番号を記載する。

（注3）対象事業は事業単位で対象とすることとし、事業の一部のみを対象としないこと（なお、特に議論する必要のある箇所については、論点において整理すること。）

（注4） 選定基準欄は、「行政事業レビュー実施要領」の第2部3（1）①のア～オのいずれに該当するかについて記載する。